

平成 26 年度青森県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月

青森県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施状況は次のとおりです。

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和 6 年 3 月 21 日 青森県医療審議会において議論
- ・令和 6 年 7 月 30 日 あおもり高齢者すこやか自立プラン推進協議会において議論

☐ 行わなかった

(2) 審議会等で指摘された主な内容

審議会等で指摘された主な内容は次のとおりです。

審議会等で指摘された主な内容

(青森県医療審議会における意見等 令和 6 年 3 月 21 日)

- ・指摘事項は特になく了承された。

2. 目標の達成状況

■青森県全体（目標）

① 青森県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

医療及び介護の総合的な確保に向け、病床の機能分化・連携の推進及び医療従事者の確保・養成を図るとともに、在宅医療提供体制の整備により、地域における医療連携体制の充実を図る。

介護施設の整備により一人ひとりのニーズに合わせた介護サービスを受けられる体制を整備するとともに、質の高い介護サービスを担う介護従事者の確保を図る（目標とする指標は、事業ごとに設定。）

□青森県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・歯科医療機器貸出件数：200 件（R5 年度）【目標】→57 件【実績】
- ・在宅歯科診療の実施数：患者宅：200 件、施設：200 件（R5 年度）【目標】→患者宅：108 件、施設：130 件【実績】

2) 見解

（医療分）

居宅等における医療の提供については、在宅歯科医療連携室の設置・運営への支援を通じて、在宅歯科診療の相談及び在宅歯科医療機器の貸出に対応することにより、在宅歯科医療の推進につながっている。

達成状況としては、歯科医療機器貸出件数や在宅歯科診療の実施数が目標数に達しなかったことから、引き続き補助制度の周知に取り組む。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和 6 年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和 6 年度計画には該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業No.5

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護総合支援センター事業	【総事業費】 15,739千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（公益社団法人青森県看護協会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	訪問看護を含む在宅医療政策の充実を図っていくためには、訪問看護における看護人材の育成と確保、その資質向上、及び訪問看護を行う事業の基盤整備等が重要な課題であることから、それらの課題を一元的・総合的に対応・解決することが必要。	
	アウトカム指標 ・新卒訪問看護師採用人数 5人/年 ・24時間対応訪問看護ST新規開設数 2件/年	
事業の内容（当初計画）	訪問看護における様々な課題を一元的・総合的に解決するために必要な拠点となる訪問看護総合支援センターを設置し、経営支援、人材確保及び訪問看護の質の向上等を目的とした各種事業を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・教育プログラムの活用件数：2件（R5年度） ・相談窓口の利用件数：10件/年（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	・教育プログラムの活用件数：14件 ・相談窓口の利用件数：114件/年	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ・新人訪問看護師の教育プログラムの活用をサポートすることで、訪問看護事業所が新たに看護師を採用しやすくなり、人材の育成と確保を図る。 ・訪問看護に関する相談窓口の利用により、訪問看護の質向上、運営支援を行い、安定的な訪問看護事業所の供給と事業所機能の拡充支援を図る。	
	（２）事業の効率性 ・訪問看護における様々な課題を解決する拠点として明確化することで、県内における訪問看護に関する情報や課題が集約され、効率的に支援が可能となる。	
その他	・訪問看護ステーション開設支援や訪問看護師等の研修を継続して取り組むことで、訪問看護の質の向上、維持を図っていく。	

3. 事業の実施状況

事業No.6

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	訪問看護推進事業	【総事業費】 2,691千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（公益社団法人全日病青森）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、訪問看護推進事業により、適切な医療・介護サービスが供給できるように在宅医療に係る提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標 ・訪問看護ステーション従事者数（保健師、助産師、看護師、准看護師数） 803人（R2年度）→803人以上（R5年度）	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーションを支援する訪問看護推進協議会を設置・運営し、訪問看護に関する研修を実施するとともに訪問看護ステーションの普及・啓蒙活動を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護に関する研修参加者：60人（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護に関する研修参加者：298人（R5年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・訪問看護ステーション従事者数 781人（R4年度） ※R6の数値は衛生行政報告例で把握するためR7年10月頃公表予定	
	（１）事業の有効性 ①は大規模な研修会を開催、コロナ感染症が5類に移行したこともあり298名の参加があった。。①②ともに訪問看護に関する理解を深めてもらい、訪問看護で従事することへの不安軽減を図り、就労へ繋げるきっかけとなる。 （２）事業の効率性 実績報告結果から抽出される課題に対して、事業内容や研修開催方法を整理し、効率的な事業の実施ができる。	

その他	引き続き（公社）全日病青森へ事業委託により、訪問看護推進協議会及び訪問看護の研修等を実施する。
-----	---

3. 事業の実施状況

事業No.7

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 2,841千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（県歯科医師会委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後増加が見込まれる在宅患者に対して、在宅歯科医療連携室の運営により、適切な医療・介護サービスが供給できるように在宅医療に関わる提供体制の強化が必要	
	アウトカム指標： ・在宅歯科診療の実施数 患者宅：144件 施設：167件（H29年度） →患者宅：200件 施設：200件（R5年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者に対する歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・歯科医療機器貸出件数 200件（R5年度） ・在宅歯科医療等に関する相談件数 30件（R5年度） ・歯科診療所紹介件数 30件（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	・歯科医療機器貸出件数 57件 ・在宅歯科医療等に関する相談件数 24件 ・歯科診療所紹介件数 24件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・在宅歯科診療の実施歯科医療機関数 患者宅：108件、施設：130件（R4年度） 出典：青森県医療機能調査（直近値を記載している。）	
	（１）事業の有効性 在宅歯科医療連携室の設置・運営への支援を通じて、在宅歯科診療の相談及び在宅歯科医療機器の貸出に対応することにより、在宅歯科医療の推進につながっている。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療連携室を県歯科医師会及び各地区歯科医師会に設置し、各地区で診療可能な歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、歯科医療機器等の貸出に係る事務等を実施することで、効率的な事業を実施している。	
その他	歯科医療機器の貸出については、設備整備に対する補助事業を実施しているため、各歯科診療所において在宅用の医療機器が充実してきているが、依然として需要は多く、今後も継続して実施する。	

(事業№ 8)

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療設備整備支援事業	【総事業費】 13,324千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関、訪問看護ステーション	
事業の期間	平成28年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるように医療機関及び訪問看護ステーションの設備整備を支援し、在宅医療提供体制を強化する必要がある。	
	アウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,875件（R5）	
事業の内容（当初計画）	医療機関及び訪問看護ステーションが行う訪問診療・訪問看護、訪問診療の後方支援に要する設備整備に対し支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅医療に係る設備整備を行う施設数：12か所（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	・在宅医療に係る設備整備を行った施設数：5か所（R5年度） 未達成の理由については、事業開始から9年が経過し、事業者の需要をある程度満たしたためと考えている。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,835件（R4）	
	(1) 事業の有効性 在宅医療提供体制の強化を図ることができる。 (2) 事業の効率性 効率的に設備整備を行うことができ、訪問診療の維持や拡大につながる。	
その他		

(事業№. 9)

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療を推進する医療クランク導入支援事業	【総事業費】 2,000千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	青森県医師会、各診療所	
事業の期間	平成30年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域の開業医の高齢化等により、診療所が減少している現状があり、今後増加が見込まれる在宅医療に取り組む医師の確保が課題となっている。 アウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,875件（R5）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療に取り組む医師は業務量が多く、特に多数の小規模な診療所においては、今後も増加する在宅医療のニーズに十分応えることが困難になると見込まれ、医師をサポートする体制づくりが必要となっていることから、医師事務作業補助者を配置して、在宅医療に取り組む診療所を対象に、医師事務作業補助者の人件費に対し支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・本事業により支援する診療所数 6か所／年（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	・本事業により支援する診療所数 1か所／年（R5年度） 未達成の理由については、事業開始から7年が経過し、事業者の需要をある程度満たしたためと考えている。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,835件（R4） （1）事業の有効性 在宅医療提供体制の強化を図ることができる。 （2）事業の効率性 効率的に人件費負担を軽減でき、訪問診療の維持や拡大につながる。	
その他		

(事業№. 10)

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	在宅医療推進事業	【総事業費】 9,234千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（青森県医師会ほか関係団体）	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ■終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるように在宅医療に係る従事者を養成する必要がある。	
	アウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,875件（R5）	
事業の内容（当初計画）	今後増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療・介護サービスが供給できるよう、在宅医療に係る提供体制の強化に向けて、在宅医療に携わる医療従事者を養成・確保するため、職種毎に研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修受講者数：各職種100人（R5年度）	
アウトプット指標（達成値）	・在宅医療専門研修会開催 研修会参加者 各職能団体平均 73人 各保健医療圏毎に開催できておらず目標未達成となっている。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・訪問診療を受けた患者数（在宅患者訪問診療料算定レセプト件数） 53,906件（H28）→62,835件（R4）	
	(1) 事業の有効性 県内の各種医療従事者の在宅医療に係る専門的知識の向上及び技術の習得等が図られる。 (2) 事業の効率性 研修事業を県内の在宅医療に係る各職能団体に委託することにより、現場のニーズを踏まえた研修を実施できる。	
その他		

3. 事業の実施状況

事業No.11

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	歯科衛生士復職支援・離職防止等推進事業費	【総事業費】 1,333千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（青森県歯科衛生士会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な口腔ケア等を提供できるように不足している歯科衛生士を確保・養成する必要がある。 アウトカム指標 ・在宅歯科診療の実施数 患者宅：144件 施設：167件（H29年度） →患者宅：200件 施設：200件（R5年度）	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士復職セミナーの開催	
アウトプット指標（当初の目標値）	復職支援セミナー受講数：8人	
アウトプット指標（達成値）	復職セミナー受講者数：6人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 潜在歯科衛生士の復職支援を図ることで、提供する歯科医療の質の向上、歯科医療安全の向上につながる。 （２）事業の効率性 事業の実施を青森県歯科衛生士会に委託することで効率的で効果的な事業執行を図った。	
その他		

3. 事業の実施状況

事業No.12

事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	青森県小児在宅支援センター運営事業	【総事業費】 40,800千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県（青森県立中央病院委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケア児及びその家族等が、居住する地域に関わらず安心して適切な支援を受けられるよう、小児在宅支援体制の整備が必要。 アウトカム指標 ・医療的ケア児の受入可能な事業数（児童発達支援、放課後等デイサービス）40か所以上「医療的ケア児の支援に関する事業所等実態調査」（青森県） ・小児に対応可能な訪問看護ステーションの数：34か所以上「医療的ケア児の支援に関する事業所等実態調査」（青森県）	
事業の内容（当初計画）	・医療機関退院後の在宅移行支援、学校や保育所等受入支援、訪問看護ステーションへの実地指導や成人期への移行期（トランジション）支援等支援を必要とする支援機関に直接出向くアウトリーチ型相談・支援・スーパーバイズを行うほか（間接支援）、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ必要な情報を提供する（直接支援）。 ・小児在宅医療に関する研修会を職種毎（医師、看護師、相談支援専門員等）に実施し、各職種に必要なとされるスキルアップを図るとともに、多職種が集まる小児在宅支援者勉強会を実施し顔の見える横の連携を目指す。 ・医療的ケア児数及び生活実態や県内支援リソースを把握する調査を実施し、支援ニーズ及び支援体制の課題を整理し、評価・分析に基づいた事業を展開する。 ・以上の事業を推進する拠点として県小児在宅支援センターを設置する。委託先となる県立中央病院の事務スペース確保のための既存遊休建物を改修しセンター拠点を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・支援機関に対する相談・支援・スーパーバイズ等：60回 ・職種別研修会延べ参加者：50人 ・小児在宅支援勉強会参加者数：1回につき平均50人	
アウトプット指標（達成値）	・支援機関に対する相談・支援・スーパーバイズ等：630回 ・職種別研修会延べ参加者：176人 ・小児在宅支援勉強会参加者数：1回につき平均56.6人	
	事業終了後1年以内のアウトカム指標 ・医療的ケア児の受入可能な事業数（児童発達支援、放課後等デイサービス）：40か所以上→76か所（R5） ・小児に対応可能な訪問看護ステーションの数：34か所以上→35か所（R5）	

事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 ・医療的ケア児支援に係る相談拠点を設置することで、関係機関と連携しながらスムーズな支援を実施することができる。また、訪問による支援者への助言のほか支援者に対する研修等を実施することで支援者のスキルアップにつなげることができる。さらに、ニーズ調査を実施し家族のニーズを把握することで、きめ細かな支援に反映することができる。 (2) 事業の効率性 本事業を県立中央病院に委託することで医療機関等との連携や在宅支援をスムーズに進めることができ、効率的かつ効果的な事業執行を行うことができた。
その他	